

医薬品自己負担新制度に関するお知らせ

診療報酬改定により、令和6年10月1日から長期収載品の選定療養の制度が導入されます。
この制度は後発品（ジェネリック）のあるお薬で、先発品の処方を患者様が希望されたときに
特別の料金が発生するものです。

この特別の料金は、先発品と後発品の価格差の4分の1相当にあたります。

ただし、医師が医療上の必要があると判断した場合や、後発品の提供が困難な場合、
バイオ医薬品は対象外となります。

対象となる医薬品など詳細は、以下のQRコードから確認できます。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

